

平成29年度
包括外部監査結果報告書
概要版

「県税の賦課徴収に関する事務執行について」

平成30年3月
熊本県包括外部監査人
樋口 信夫

『平成 29 年度包括外部監査結果報告書』の概要

熊本県包括外部監査人
樋口信夫

テーマ「県税の賦課徴収に関する事務執行について」

I. 外部監査の概要（本文 P 1 ～P 2）

(1) 選定した特定の事件（テーマ）

「県税の賦課徴収に関する事務執行について」

(2) 特定の事件の選定理由

熊本県は、平成 24 年 7 月に「熊本広域大水害」、平成 28 年 4 月に「熊本地震」が発生し甚大な被害を受けた。

これら災害からの復旧・復興のため、平成 28 年 12 月に「熊本復旧・復興 4 カ年戦略」を策定・公表している。この中で『「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「概ね 4 年間の取組み」に、地方創生に関する施策など、平成 31 年度までに取り組む必要があるものを加えています。』としている。復旧・復興プラン或いは地方創生に関する施策などの実現には、県税収入の確保が重要であることは言うまでもない。

平成 28 年度熊本地震関連予算として 2 月補正予算まで含めて一般会計で総額 5, 323 億円計上されている。熊本県平成 29 年度一般会計当初予算規模は 8, 856 億 97 百万円であり、平成 28 年度一般会計当初予算規模に比較し 1, 244 億円の増加（+16. 3%）している。そして、熊本県平成 29 年度一般会計当初予算規模に占める県税収入予算は 1, 535 億 97 百万円であり、歳入予算の 17. 3%を占めている。これらの予算規模からも判るように災害からの復旧・復興費用に多額の歳出が見込まれる。

こうした状況の中、外部監査のテーマとして県の税務行政の合規性、効率性、経済性などを確認することは、税務行政の信頼性を担保し、県民に公平性の観点から税負担の理解を高めることになると判断し、本テーマを選定した。

(3) 監査の着眼点

- ① 県税に係る事務の執行は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。また、県税に係る事務の執行は、有効的、効率的且つ経済的に行われているか。
- ② 納税者の捕捉が網羅的に公平に行われているか。
- ③ 課税事務、徴収事務における内部統制の整備及び運用状況を把握し、有効性を評価

する。

- ④ 徴税に係る事業経費や事務経費等は、適切に計上されているか。
- ⑤ 滞納整理・滞納処分の取り組みが適正に行われているか。
- ⑥ 不納欠損処理額の把握、処理手続きは適正に行われているか。

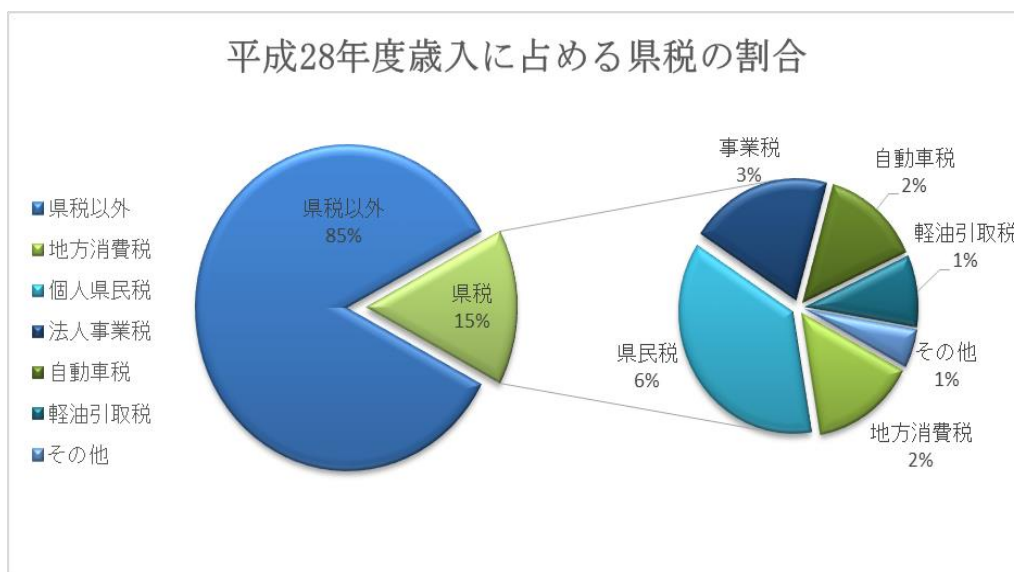
II. 監査の結果及び意見の概要（本文 P3～P24）

(1) 全般事項

① 県財政への影響性について

平成 28 年度における熊本県の一般会計歳入調定総額 1,001,684 百万円に占める県税調定額の割合は 15%である。

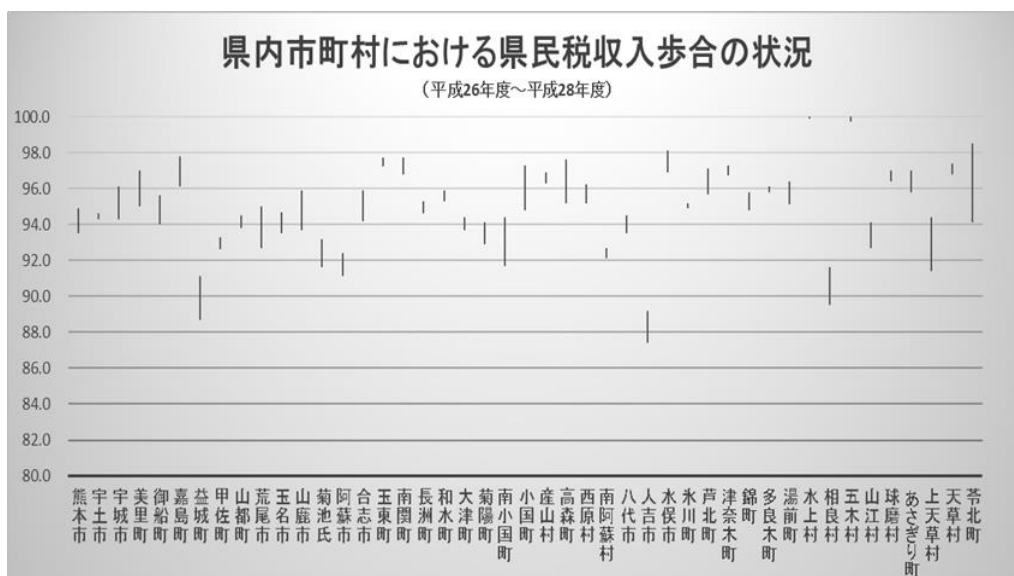
更に、その県税に占める県民税の割合は、37%弱を占めている。県民税は、個人県民税（50,881 百万円）、法人県民税（5,806 百万円）及び県民利子税（354 百万円）から構成されている。



個人県民税は県歳入調定額に大きな割合を占めるが、その個人県民税は「住民税」として県内の市町村が個人市町村民税と併せて課税及び徴収を行っている。従って、各市町村の収入歩合率の高低が個人県民税の収入歩合率の高低につながっている。

県税収入を確保するためには、県内の市町村と住民税賦課事務に係る情報を共有し、滞納税の回収・処分等についても市町村担当者と協力して実施していく必要がある。

市町村の税務課及びその担当者とのコミュニケーションが重要である。



② 管理体制の重要性について

税の負担は、「公平」に行われなければならない。何をもって「公平」というかについては議論があるところではあるが、ここでは地方税法、県税条例等の規定に従って課税及び徴収がなされることを前提とする。

最近の税法は複雑化し、それを理解することに相当な時間を要すると考える。

このことは、県税事務でも同様の事と推察される。

県税条例、県税事務マニュアル等の規定が実務と乖離している所が存在し、今回の外部監査の結果においても「県税条例、マニュアル等を適時見直しすべき」と記載している。

更に、情報管理の面からは、個人情報、税務情報システムの管理の重要性を議論するとともに、税務事務に関連する書類の管理・保存に関しても改善すべきであると記載している。

③ 専門的知識の必要性について

課税及び徴収に関する業務上のミスは、納税者に不満を生じさせ、納税者に納税意欲を失わせることになりかねない。

税務事務における事故等が発生した場合、事務連絡、事故事例研修会の開催等で再発防止に取り組んでいるが、各職員の税務事務に関する専門的知識・処理能力を引き上げることが重要である。

専門性が高い職域であり、職場研修において国税専門官、税理士、弁護士等外部専門家を活用することによって各職員のスキルアップを図ることも一案であると考えられる。

(2) 結果の集約

NO	項目	連NO	内容	指摘事項	意見事項	ページ
1	県税システム	1	システムの取得・開発に関する事項		○	40
		2	システムの運用管理に関する事項		○	43
		3	システムの変更に関する事項		○	47
		4	システムのセキュリティに関する事項		○	49
		5	今後のシステム開発・運用面での課題		○	51
2	個人県民税	6	住民税の賦課情報の確認について	○		60
		7	住民税賦課事務に係る市町村と協議会の設置について		○	61
3	個人事業税	8	課税判定誤り及び判断根拠が不明確等について	○		73
		9	証憑の保管状況について	○		75
		10	年の途中で事業を廃止（死亡による廃業を除く）した際の取扱いについて	○		75
		11	県税システムデータの自動計算の信頼性について		○	76
		12	貸付不動産台帳兼判定表について		○	77
		13	事例研修について		○	78
		14	返戻処理簿について		○	78
		15	納税通知書と決裁資料との突合について		○	79
		16	個人事業税の納付書について		○	79
		17	年の途中で事業を廃止（死亡による廃業を除く）した際の申告について		○	80
4	法人二税	18	無申告者の捕捉について		○	80
		19	文書の管理状況について	○		89
		20	申告書の自署・押印について	○		90
		21	電話等による申告書の修正について	○		91
		22	課税マニュアル（法人県民税・法人事業税編）の見直しの必要性について	○		91
		23	研修制度について		○	92
		24	業務の外部委託について		○	93
		25	自動計算項目を手入力した際のモニタリングについて		○	93
		26	システムの改修について		○	94
		27	OCR読取機の導入について		○	95
5	不動産取得税	28	未届法人の捕捉について		○	96
		29	不動産取得税申告書の提出について	○		104
		30	県税条例「過料」について	○		105
		31	市町村からの資料せんの提供について		○	107
		32	法務局への登記情報調査について		○	107
6	県たばこ税	33	担当者の専門性について		○	107
		34	確認業務の可視化について		○	112
		35	実地調査の必要性について		○	113
7	ゴルフ場利用税	36	納税義務者の捕捉について		○	114
		37	提出されているゴルフ場利用料金明細表の様式について	○		119
		38	特別徴収義務者の手引きについて	○		121
		39	特別徴収義務者の手引き（不申告加算金の不適用要件）について	○		121
		40	特別徴収義務者の手引き（9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場）について	○		121
		41	特別徴収義務者の手引き（「ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表」の自署）について	○		122
		42	ゴルフ場の情報収集について	○		123
43	職権による修正に関するルールについて	○		123		

NO	項目	連NO	内容	指摘事項	意見事項	ページ
8	自動車取得税	44	課税標準の正確性について		○	129
		45	自動車取得税災害減免について		○	129
9	軽油引取税	46	免税対象となる機械が重複して認められる可能性について	○		135
		47	特約業者が提出する申告書について	○		136
		48	免税軽油使用者に対する調査の方法について		○	136
		49	回収された免税証の取扱について		○	137
		50	免税証の書き損じが生じた場合の処置について		○	138
10	自動車税	51	自動車取得税・自動車税減免申請書の記載事項の不備について	○		145
		52	自動車税減免等に伴う自動車税の還付について		○	146
		53	減免の現況調査について		○	146
		54	自動車税の減免判定における被害額に含まれる消費税について		○	146
11	鉦区税	55	登録年度と調定年度のズレについて	○		150
		56	鉦区税の賦課徴収に関する申告等について	○		150
		57	条例内容について		○	151
12	狩猟税	58	2種以上の狩猟免許申告書について	○		155
		59	申告書の印刷の必要性について		○	156
13	産業廃棄物税	60	保健所との連携について		○	160
14	収納事務	61	マニュアルの見直しについて	○		171
		62	業務分担の方針の明確化について	○		171
		63	各所管における危機事案の職場研修等の内容について	○		172
		64	本庁からの危機事案案件の回覧について	○		172
		65	時効の起算点のチェックについて	○		172
		66	個人情報の管理について		○	173
		67	課税と収税の連携について		○	174
		68	自動車税督促状発送業務の効率化について		○	175
		69	マイナンバーの活用について		○	177
		70	車検切れしている自動車について		○	177
		71	滞納整理における分割納付への対応について		○	178
15	徴税费	72	ゴルフ場利用税に係る報奨金交付について		○	187
		73	県たばこ税広報等業務委託について		○	188
		74	コンビニエンスストアによる収納事務委託について		○	188
16	ふるさと納税	75	返礼品贈呈業務委託に関する契約事務の適正性について		○	193
		76	県内市町村の共同受付の見直しについて		○	194
		77	返礼品の金額枠等の妥当性について		○	195
		78	ふるさとくまもと応援寄附金の活用希望について		○	195

以上 計 78 件（指摘事項 28 件、意見事項 50 件）である。

III. 監査の結果及び意見（本文 25～P196）

(1) 熊本県の歳入と県税収入について

熊本県の平成 28 年度一般会計歳入調定額は 1,001,684 百万円であり、平成 27 年度一般会計歳入調定額 776,769 百万円と比較し、224,914 百万円での増加となっている。

平成 27 年度と比較して歳入調定額増加を示している区分は、下記表で示すように国庫支出金（94,399 百万円増加）、寄付金（8,314 百万円増加）、地方交付税（71,423 百万円増加）、県債（17,292 百万円増加）等であり、熊本地震関連で増加したものと推測される。

平成28年度一般会計歳入決算額の状況（単位：百万円、％）

区分	当初予算額 (A)	決算額				対予算比率 (B/A)	調定額合 計に占め る割合
		調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未 済額	不納欠 損額		
県	155,492	154,886	151,784	2,767	334	99.61%	15.46%
地方消費税清算金	66,289	62,137	62,137	-	-	93.74%	6.20%
地方贈与税	27,751	26,654	26,654	-	-	96.05%	2.66%
地方特例交付金	499	584	584	-	-	117.03%	0.06%
地方交付税	216,780	289,011	289,011	-	-	133.32%	28.85%
交通安全対策特別交付金	383	388	388	-	-	101.31%	0.04%
分担金及び負担金	1,368	4,960	4,806	151	2	362.57%	0.50%
使用料及び手数料	10,238	10,172	10,141	25	5	99.36%	1.02%
国庫支出金	83,254	205,993	205,993	-	-	247.43%	20.56%
財産収入	1,423	1,792	1,792	0	-	125.93%	0.18%
寄附金	142	8,451	8,451	-	-	5951.41%	0.84%
繰入金	25,171	17,894	17,894	-	-	71.09%	1.79%
繰越金	0	17,902	17,902	-	-	-	1.79%
諸収入	38,043	85,169	84,631	515	22	223.88%	8.50%
県債	60,941	115,684	115,684	-	-	189.83%	11.55%
合 計	687,774	1,001,684	997,861	3,458	364	145.64%	100.00%

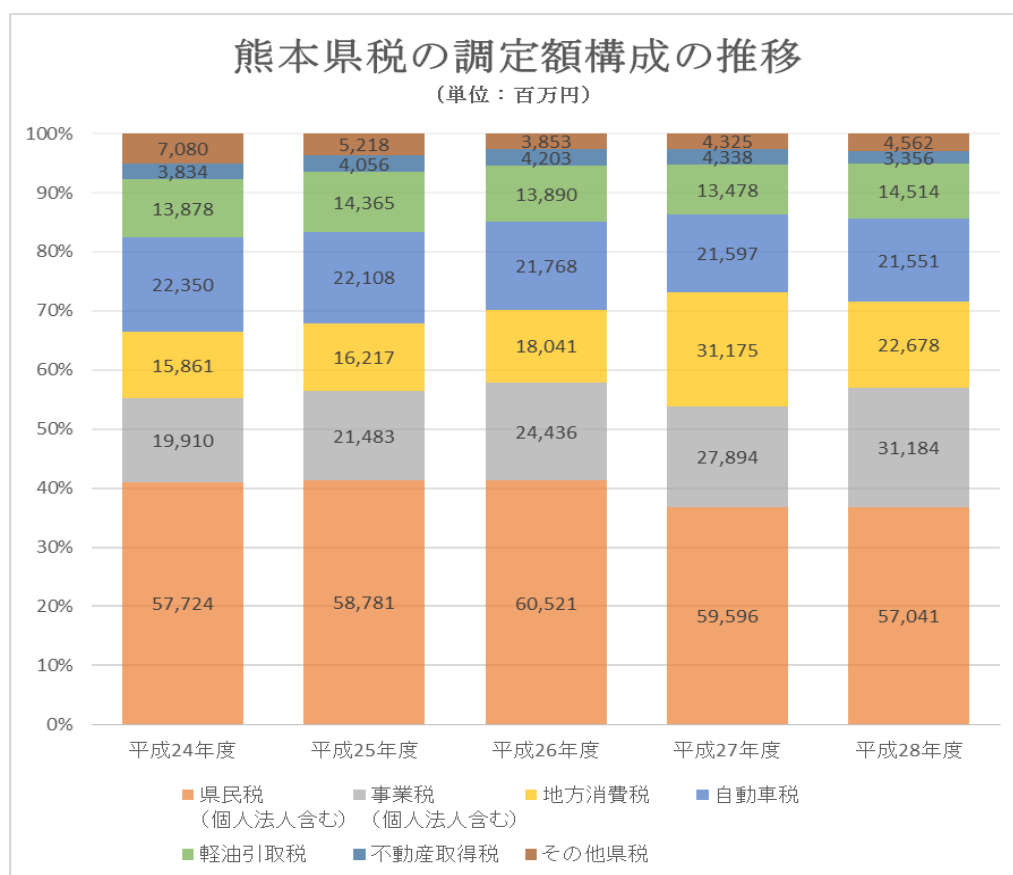
平成27年度一般会計歳入決算額の状況（単位：百万円、％）

区分	当初予算額 (A)	決算額				対予算比率 (B/A)	調定額合 計に占め る割合
		調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未 済額	不納欠 損額		
県	150,357	162,403	158,958	3,052	394	108.01%	20.91%
地方消費税清算金	62,290	68,966	68,967	-	-	110.72%	8.88%
地方贈与税	30,297	31,170	31,171	-	-	102.88%	4.01%
地方特例交付金	506	542	543	-	-	107.11%	0.07%
地方交付税	213,573	217,588	217,588	-	-	101.88%	28.01%
交通安全対策特別交付金	370	418	419	-	-	112.97%	0.05%
分担金及び負担金	3,929	4,123	3,960	160	4	104.94%	0.53%
使用料及び手数料	9,163	9,184	9,132	42	10	100.23%	1.18%
国庫支出金	109,882	111,594	111,595	-	-	101.56%	14.37%
財産収入	1,493	2,749	2,749	-	-	184.13%	0.35%
寄附金	156	137	137	-	-	87.82%	0.02%
繰入金	41,578	16,261	16,261	-	-	39.11%	2.09%
繰越金	0	21,672	21,672	-	-	-	2.79%
諸収入	34,094	31,564	30,995	532	38	92.58%	4.06%
県債	96,108	98,392	98,392	-	-	102.38%	12.67%
合 計	753,796	776,769	772,538	3,785	446	103.05%	100.00%

熊本地震からの復旧・復興に係る経費の増加に伴い、歳入総額も増加している。平成 28 年度当初予算は、平成 27 年度当初予算より 66,022 百万円少ない 687,774 百万円としていたが、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震に対して平成 28 年度中 16 回の補正予算が組まれた。

最終予算額は 1,319,035 百万円と過去最高になった。

税目の構成割合について推移をみると下記のとおりである。熊本県における県税の主税目は県民税（個人・法人）、事業税（個人・法人）、地方消費税、自動車税等である。



(2) 県税事務に関する組織及び配置人数等について

平成 25 年 4 月 1 日より、地域振興の推進や住民サービスの提供を効果的・効率的に果たしていくため、地域振興局の広域体制を整備し、地域振興局を束ねる広域本部を設置している。

広域本部化により税務部門においても組織の見直しが行われ、熊本県税事務所が廃止された。県央広域本部では税務部があるが、県北、県南及び天草の各広域本部では税務関係は総務部となっている。また、課については県央広域本部では総務課、課税第一課、課税第二課、収税第一課、収税第二課。県北及び県南の各広域本部では課税課、収税課。天草広域本部は税務課となっている。

熊本県における税務所轄職員定数（平成 28 年 4 月 1 日現在）は 223 名である。

(3) 監査の結果

① 指摘事項の集約

連 N O	指摘事項の概要	詳 細 頁
6	<p>【個人県民税】</p> <p>住民税の賦課情報の確認について</p> <p>個人県民税に係る賦課事務のうち、特例的な取扱いを要するものをどのように行っているか県税務課として把握しておくべきである。</p> <p>例えば、下記のようなものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none">① 外国人住民に対する住民税の取扱い② 事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者の捕捉③ 非課税者の条件④ 減免者の条件	60
8	<p>【個人事業税】</p> <p>課税判定誤り及び判断根拠が不明確等について</p> <p>事業主控除計算の誤り、計算根拠が不明確、業種判定根拠が不明確等指摘した。課税の公平性の観点からも、判断過程の明確化、精度の高い査閲が行わなければならない。</p>	73
9	<p>証憑の保管状況について</p> <p>申告書、証憑等の保管キャビネットの施錠管理を徹底するなど、より厳重な管理体制が必要である。</p>	75
10	<p>年の途中で事業を廃止（死亡による廃業を除く）した際の取扱いについて</p> <p>年の途中で事業を廃止しており事業税の申告をしていない納税者についても各種控除を適用しており、地方税法及び統一的マニュアルとおりに実務が行われていない。</p>	75

	【法人二税】	
19	文書の管理状況について <p>県央広域本部において、執務室のキャビネット（施錠可能）、職員のデスク付近の移動ワゴン、2階の文書保管庫、2階の会議室のオープンキャビネット、地下1階の文書保管庫2部屋において文書を保管しているが、執務室のキャビネット及び移動ワゴン以外については他の税部門と共有となっている状況である。</p> <p>個人情報の保護や守秘義務の観点から問題があり、早急に改善を図る必要がある。</p>	89
20	申告書の自署・押印について <p>熊本県では自署押印について強く求めているが、県税事務マニュアルに従うと自署押印を求める必要がある。</p> <p>一方、平成30年度税制改正大綱の中で自署押印制度の廃止が盛り込まれていることから、自署押印の意義が変わってきており、県税事務マニュアルをそれに沿ったものに改正する準備も必要である。</p>	90
21	電話等による申告書の修正について <p>県税事務マニュアルによれば、法人の事務所等が遠隔地に存在し訂正させることが困難である場合、又は税額が減少する場合に限り電話等による訂正対応を認めているが、現在は増額となる場合も電話による修正を行っており、マニュアルどおりの処理が行われていない状態である。</p> <p>電話等による修正を認める箇所と、申告書の修正を求める箇所を明確にし、ルール化する必要がある。</p>	91
22	課税マニュアル（法人県民税・法人事業税編）の見直しの必要性について <p>平成23年4月より法人二税の課税業務が県央広域本部に集約されたが、集約後は県央広域本部の事務量が相当増えているにもかかわらず、マニュアルは十分な見直しがなされていないことから、「申告書提出の有無の管理」等現在の業務実態に即していない部分が存在する。</p> <p>実行可能な内容となるようにマニュアルの改訂が必要である。</p>	91

	<p>【不動産取得税】</p>	
29	<p>不動産取得税申告書の提出について</p> <p>「不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から 14 日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該不動産の所在地の市町村長を経由して、課税地を管轄する広域本部長に提出しなければならない。」と県税条例で定めながらも、不動産取得税の申告書の提出は、不動産取得税の賦課の要件となっていないことから申告書の提出がなくても不動産取得税を賦課することは可能となっており、県税条例と実務が乖離している。</p>	104
30	<p>県税条例「過料」について</p> <p>熊本県条例では納税義務者に不動産取得税申告書の提出義務と、その不提出に対して正当な事由がない場合の過料が規定されている。</p> <p>しかし、不動産取得税の賦課に影響がないと思われるような場合には申告書提出あるいは過料を免除するように熊本県条例を改正し、現在行われている徴収事務に合わせて対応し、規定と実務を一致させることが必要だと考えられる。</p>	105
	<p>【ゴルフ場利用税】</p>	
37	<p>提出されているゴルフ場利用料金明細表の様式について</p> <p>ゴルフ場はゴルフ場利用税の税額を決定するために、利用料金の変更等が発生した場合、県に対して「ゴルフ場利用料金明細表」を提出する必要があるが、現在の様式は相当期間見直しがなされていないことから、現状に即していない恐れがある。</p> <p>様式の見直しに加え、添付資料を要求し、現在のプレー料金と整合しているか確認する必要がある。</p>	119
38	<p>特別徴収義務者の手引きについて</p> <p>「ゴルフ場利用税の手引き」によれば、ゴルフ場を直接訪問し実施する「精密調査」について、その調査対象期間を過去 1 年分としているが、現在の精密調査の実施サイクルは 3 年（平成 28 年度までは 2 年）であることから、手引きの調査対象期間を「過去 3 年分」との記載に修正すべきである。</p>	121
39	<p>特別徴収義務者の手引き（不申告加算金の不適用要件）について</p> <p>不申告加算金の不適用要件に関する記載が不明確な部分について明確な記載がなされるべきである。</p>	121
40	<p>特別徴収義務者の手引き（9 ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場）について</p> <p>「ゴルフ場利用税の手引き」に 9 ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場に触れている箇所が存在しないため、9 ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場に関する課税についても、手引きに織り込む必要がある。</p>	121

41	<p>特別徴収義務者の手引き（「ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表」の自署）について</p> <p>非課税利用者について、非課税の申請取扱いを手引き上明確に記載すべきである。</p>	122
42	<p>ゴルフ場の情報収集について</p> <p>コースの改造がなされ課税の条件を充たした場合、ゴルフ場が自己申告する必要があるが、自己申告である以上は、申告がなされないリスクが存在している。自己申告が漏れているゴルフ場がないか積極的に調査できるようにするために、ゴルフ場の改造等の情報を積極的に収集できる仕組みを作る必要がある。</p>	123
43	<p>職権による修正に関するルールについて</p> <p>職権による修正については、熊本県が作成しているマニュアル等には記載があるものの、その法的な根拠は存在しない。</p> <p>職権による修正で対応ができる場合と、申告書の出し直しを求める場合について、運用ルールを明確にする必要がある。</p>	123
<p>【軽油引取税】</p>		
46	<p>免税対象となる機械が重複して認められる可能性について</p> <p>「別の事業者が同一の船舶を使っていないか」という観点でのチェックは行われていない。免税軽油使用者証および免税証が同一の船舶に対して2重に交付され、必要量以上に免税軽油の取得が可能となるリスクに対し、システム面でも対応することが考えられるが、該当するようなリスクの高い申請の場合には特に留意して申請内容をチェックするといった対応をとることも考えられる。</p>	135
47	<p>特約業者が提出する申告書について</p> <p>特約業者が提出する申告書を確認したところ、軽油の販売量等を記載する際の筆跡と、会社名等を記載する際の筆跡が明らかに異なるものが散見された。</p> <p>申告書の記載内容のうち、特に軽油引取税の場合販売数量等の記載は重要な申告項目であり、当該箇所の記載を県の職員が代行し、もし誤りがあった場合は責任の所在があいまいになってしまう。申告書の記載は特約業者が行うことにし、県の職員は誤りが起きないように指導・助言するにとどめるようにすべきである。</p>	136

51	<p>【自動車税】</p> <p>自動車取得税・自動車税減免申請書の記載事項の不備について</p> <p>複数の減免申請書を閲覧したところ、条例の条文番号及び登録（届出）年月日、取得年月日、用途、種別、主たる定置場が空欄のままとなっている減免申請書が多数散見され、特に身障者用のものに空欄が目立った。また、記載のあるものについては点検された跡があるが、空欄の場合にはそもそも何の足跡もない。</p> <p>空欄であっても別途添付書類等で内容は確認できるものの記載事項である以上、記入、点検共に記載事項すべてを網羅すべきである。</p>	145
55	<p>【鉦区税】</p> <p>登録年度と調定年度のズレについて</p> <p>鉦区税の納税義務者は、納税義務が発生した日から7日以内に必要事項を記載した申告書を県央広域本部長に提出しなければならない(熊本県税条例第115条)としているが、申告がなされていないため、九州経済産業局の通知に基づき対応している現状である。</p> <p>鉦区税に関するチラシを鉦区税賦課通知書と同封する等、鉦業権の登録年度に賦課徴収漏れがないように早期課税早期収納を行う必要がある。</p>	150
56	<p>鉦区税の賦課徴収に関する申告等について</p> <p>鉦区税の申告指導を徹底し、年度末付近の処理が必要な場合についても適正に処理すべきである。</p>	150
58	<p>【狩猟税】</p> <p>2種以上の狩猟免許申告書について</p> <p>狩猟者が2種以上の狩猟免許登録をしており、2種以上の狩猟税申告書を提出する場合、その種類ごとに申告書を提出するよう県では指導している。同一の申告書で2種以上の申告を提出している場合でも改めて種類ごとに申告書を提出させている。受理された狩猟税申告書を税率ごとに分類して編みつける必要（熊本県税事務取扱規程第121条の2）があるからとの理由であった。</p> <p>熊本県税事務取扱規程は県での事務処理の話であって、申告方法を制限するものではない。2種以上の狩猟税申告の必要がある場合、1つの申告書で受け付けるよう納税者の便宜を図るべきである。</p>	155

【収納事務】		
61	<p>マニュアルの見直しについて</p> <p>平成 25 年 4 月から広域本部化されているが、これに即した見直し・更新もなされていないとのことで現状に合わない部分が存在している。</p> <p>現状に即したマニュアルの見直しが必要と考える。</p>	171
62	<p>業務分担の方針の明確化について</p> <p>現在の業務分担の経緯や考え方等について引き継ぎがなされない場合、責任関係の不明瞭さや、担当者が「何故我々が実施しなければならないのか」という不満が発生する可能性も想定され、業務の確実性に影響を与える恐れがある。</p> <p>業務分担に関する経緯や理由を文書として記録に残すことが望まれる。</p>	171
63	<p>各所管における危機事案の職場研修等の内容について</p> <p>過去において発生した税務業務における危機事案を、研修資料等により職員に公開しているが、個々の危機事案を新規に税務業務に従事する職員等にも分かりやすく紹介するため、会議や職員研修に危機事案の件を用いる場合には事例だけでなく、原因分析、対応方針も含めたテキストの作成が必要である。</p>	172
64	<p>本庁からの危機事案案件の回覧について</p> <p>本庁から発信された危機事案の供覧について、書類管理者は、全て関係する職員の回覧が終了したことを確認すべきである。また、回覧完了の日付を管理すれば、回覧漏れは回避できる。</p>	172
65	<p>時効の起算点のチェックについて</p> <p>差押等の強制処分や納付誓約書提出による租税債務の承認が発生した場合は、差押解除日等の時効の起算点を税務システムに入力する必要がある。</p> <p>現状、入力担当者に任されており、差押に関しては税務システムで処分入力済の確認一覧表により処分日、解除日を班長及び課長が確認しているが、納付誓約書徴取による承認日の確認は実施しておらず、本当に正しい日付が税務システムに入力されているか網羅的に確認できていない。</p> <p>時効の中断事由の日付が正しく入力されているか、入力担当者以外の職員が基礎となっている資料とチェックする必要がある。</p>	172

② 意見事項の集約

連 N O	意見事項の概要	詳 細 頁
	<p>【県税システム】</p>	
1	<p>システムの取得・開発に関する事項</p> <p>システムを開発する際に将来的に必要となる機能として仕様を十分検討できたものもあると思えるが、それらの検討が十分に行われず、結果としてシステム導入後の追加費用が発生している可能性があるため、要件定義には十分な期間を設けるべきである。</p> <p>システム導入時において、将来の改修計画をある程度立案し、これを含めた契約内容にするように検討すべきである。</p>	40
2	<p>システムの運用管理に関する事項</p> <p>システムの運用・改善に当たっては、使いやすさにも重点を置いて改善すべきである。ユーザから意見を聴取し、その中から特に重要度の高いものを優先的に実施すべきである。</p>	43
3	<p>システムの変更に関する事項</p> <p>保守費用に関しても競争が働くように契約方法を見直すべきである。</p> <p>(ア) 保守・改修契約をその都度別の業者でも行えるようにする。</p> <p>(イ) システム開発時に保守契約を含んだ開発契約とする。</p>	47
4	<p>システムのセキュリティに関する事項</p> <p>(ア) ネットワークセキュリティに関し、システムへのアクセスや、処理状況のログチェックは定期的実施するべきである。</p> <p>(イ) 未使用のＩＣカードを不正に使用されると、ユーザのなりすまし等によるシステムへの不正なアクセスを許す可能性がある。また、実際に不正なアクセスが発覚した場合に、どのＩＣカードが不正に利用されたかの特定が難しくなるため、交付管理簿等により日付ごとに発行・返却・紛失枚数を記録し、管理するようにすべきである。</p> <p>(ウ) ユーザ権限の付与・消去はその都度実施すべきである。</p>	49
5	<p>今後のシステム開発・運用面での課題</p> <p>今後税務システムを開発・運用するにあたって、システム導入による業務の効率化を図るための指標を事前に設定し、これを達成すべくシステムの開発・運用コストを有効に利用する方策を検討すべきである。</p> <p>また、近年はシステムの高度化および取り扱うデータの大容量化に伴い、システムの開発以上に保守に関するコストが増大する傾向にある。このコストは1つ</p>	51

	<p>のシステムを1つの団体で使用する以上は、当該団体がすべて負担せざるを得ないため、これを軽減するため1つのシステムを複数の自治体で共同で利用する方法を検討してはどうか。</p>	
	<p>【個人県民税】</p> <p>7 住民税賦課事務に係る市町村と協議会の設置について</p> <p>住民税徴収事務については、各市町村の徴収担当と情報を交換し、協力して滞納税の回収・処分に努めている。住民税賦課事務においては、税務課担当者研修は行われているものの、市町村担当者との統一研修、情報交換に関する機会は設置されていない。</p> <p>(仮称)熊本県住民税賦課事務協議会を設置して、市町村の県民税情報を受けただけでなく、各市町村との情報交換・意見交換する場を設けてはどうだろうか。</p>	61
	<p>【個人事業税】</p> <p>11 県税システムデータの自動計算の信頼性について</p> <p>課税判定作業において、県税システムで青色申告特別控除、事業専従者控除及び各種控除額をチェックシートに反映させ、上席に供覧し、査閲承認されるが、一部課税標準額の自動計算が行われなため、担当者が自ら計算し手書きで修正しているケースがあった。</p> <p>システム担当者と原因を追及・改善し、システム上の信頼性を確保することが必要である。</p> <p>12 貸付不動産台帳兼判定表について</p> <p>「貸付不動産台帳兼判定表」は、統一的マニュアルである「個人事業税課税マニュアル」で規定されているものではないが、不動産貸付と駐車場貸付の件数や貸付面積等が記載され、事業税の課税判定に有用な資料であり、全広域本部で「貸付不動産台帳兼判定表」の活用を検討すべきである。</p> <p>13 事例研修について</p> <p>個人事業税は専門的な知識が要求されること、処理件数が多いため各納税者に対して時間をかけられないこと、賦課徴収であるため間違えられないことなどの特殊性も考えると、新しく担当になった班員のためにも、判断を誤りやすいところや迷いやすい点を事例集として文書化することが望まれる。</p> <p>各広域本部間で情報を共有するためにも、本庁税務課が各広域本部からの事例を取りまとめ、1つの事例研修資料として整理するとよいと考える。</p> <p>14 返戻処理簿について</p> <p>納税通知書が返戻された場合の処理について、「返戻処理簿」を班長もしくは課長が査閲し、処理状況を確認するべきである。</p>	76 77 78 78

15	納税通知書と決裁資料との突合について 決裁資料と調定明細書一覧リストとの照合作業は、統一的なマニュアルである「個人事業税課税マニュアル」で規定されたものではないが、課税誤りや不正防止の観点から有効な統制活動であり、決裁資料と納税通知書の情報の一致を確認することで、当該処理誤り及び不正行為を防止することができる。	79
16	個人事業税の納付書について 熊本県では、個人事業税について年2回に分けて納付を受けているが、納付書も2回に分けて発送している。 1年分まとめて支払うこともできるよう、2期分の納付書をまとめて発送することを検討すべきである。	79
17	年の途中での事業を廃止（死亡による廃業を除く）した際の申告について 廃業時に事業税の申告が必要であることの認知度が低く、結果として無申告となり各種控除が制限される事態となっている。 チラシを入れる等何らかの対策が必要である。	80
18	無申告者の捕捉について 5年間の課税履歴を出力し課税漏れがないかの確認を行っているが、過年度の法人成りや廃業の情報を追加し、廃業の届出があった納税者以外の納税者のうち昨年まで申告はあったが、今年度は申告がない納税者を抽出し、当該納税者には、確認文書の送付、アンケートもしくは実地調査などで事業税の課税漏れを防ぐための施策を行うべきである。	80
【法人二税】		
23	研修制度について 専門的知識を必要とする税務課の業務においては、今後税務課職員の知識及びノウハウの蓄積をどのように計画的に行っていくかが検討課題である。 以下のような方法によって、職員の業務遂行能力を高めることが考えられる。 ① 税理士等の専門団体との協力体制の構築 ② 税理士等の専門家とのアドバイザー契約 ③ 外部の研修制度の活用 ④ 税務課において専門書を共有図書として常備する	92
24	業務の外部委託について 申告書及び納付書のプレプリントの県央広域本部への搬入、封入及び発送までの作業等、単純な業務に多大な労力が費やされていることから、外部委託できないか検討が必要である。	93

25	<p>自動計算項目を手入力した際のモニタリングについて</p> <p>税務オンラインシステムについては、システムが対応していない特殊な計算を行う場合に対応するため、自動計算される箇所を手入力できる仕様になっている。このため手入力した項目については、理論的な計算結果以外の入力となされているリスクも存在している。</p> <p>手入力された案件が一覧としてリスト化されれば、入力のチェック作業の効率化が見込まれる。</p>	93
26	<p>システムの改修について</p> <p>現在のシステムでは、国税データとの連携はできるものの、連携した結果として法人税申告書の別表5(2)の純資産の部のデータが閲覧できない。そのため、国税データとの関係情報だけでは正確に均等割額の判定ができない。</p> <p>また、電子申告システム(eL-Tax)では、稀に前日受付分の一部が閲覧できず、一定の時間が経過した後に閲覧が可能になるという状況が生じている。</p> <p>閲覧機能等機能の改善が望まれる。</p>	94
27	<p>OCR読取機の導入について</p> <p>OCRによる読み取りのシステムがないことから、OCR様式用の用紙の提出は受けているものの、手作業で入力作業を行っており、作業としても膨大な量になっている。</p> <p>作業の効率化を図るために、今後OCRの読み取り機の導入を検討する必要がある。</p>	95
28	<p>未届法人の捕捉について</p> <p>届出が提出されているにもかかわらず申告書の提出が無い法人への対応が優先されていることから、未届法人に対する調査にまで手が回らないのが実情のようであるが、課税の公平性の観点からは、届出を提出しないまま申告・納税を実施していない法人の有無を調査できる体制を確保することを検討すべきである。課税対象法人を網羅的に捕捉するための施策として、電話帳情報、東京商工リサーチの新設法人情報や地域経済誌から県内の新設法人や県外法人の支店開設等の情報を入手することは有用であると考えられる。</p>	96

<p>31</p>	<p>【不動産取得税】</p> <p>市町村からの資料せんの提供について</p> <p>不動産取得税の賦課資料として、市町村に「土地・建物登記済資料せん」の提出を求めているが、一部の市町村では提出が遅くなったり物件の漏れが生じている。資料せんの漏れが発見された際に、広域本部で資料せんを追加作成している事例も認められた。</p> <p>自ら資料せんを作成することはせずに、できる限り再提出を求めるようにすることが望ましい。</p>	<p>107</p>
<p>32</p>	<p>法務局への登記情報調査について</p> <p>課税マニュアルによると、課税対象取引の調査のために法務局への登記情報の調査を行うこととなっており、この調査は課税対象取引の漏れや市町村から入手する資料せんの誤りを防ぐことに役立っている。</p> <p>しかし、現在都道府県が不動産取得税の課税資料として法務局から直接、登記情報（データ）を受け取ることは地方税法上規定されていないため、市町村との勉強会の開催等を通じ、市町村に対して正確な課税資料の提出を求めていく等の検討が必要である。</p>	<p>107</p>
<p>33</p>	<p>担当者の専門性について</p> <p>税務担当部署、特に不動産取得税関係の部署においては、様々な機会をとらえて、専門性の向上や人材育成を行う必要がある。例えば、OJTを中心とした課税マニュアルの充実や、初任者及び管理監督者を対象とした研修については、内部研修の充実はもとより、自治大学校等の外部機関の研修への参加も有用である。また、他県職員が集まる担当者会議などで、情報交換等を積極的に行うことも必要と考える。</p>	<p>107</p>
<p>34</p>	<p>【県たばこ税】</p> <p>確認業務の可視化について</p> <p>たばこ税の申告書について、記載された単価や売渡し数量に基づく納税額についての検算等の机上での確認作業は適切になされており、また、熊本県への売渡し数量との整合性の突合も行っている。</p> <p>しかし、この突合については担当者が画面を見て行うのみであり、確認した証跡が残されていない。検証可能性の観点から、確認に伴う証跡を残すことが望まれる。また、この整合性の突合については、毎月の業務として行われているが、文書等で明文化されていないため、県たばこ税引継書の中に記載する等の措置も検討すべきである。</p>	<p>112</p>

35	<p>実地調査の必要性について</p> <p>毎月概ね8社の申告書を受け付けているが、申告内容について実地調査はなされていない。</p> <p>県たばこ税は、国や市町村たばこ税と調査対象者や課税標準等と同じくするため、これらの関係機関と連携の上調査をすることが効率的である。</p>	113
36	<p>納税義務者の捕捉について</p> <p>輸入たばこについては、製造元が海外になるため、その輸入業者や輸入数量の捕捉が難しく、熊本県内の卸売においても、たばこ税の徴収漏れが起り得ると考えられる。</p> <p>税関にて特定販売業者の登録者一覧、輸入通関書を入手できるような仕組みを設けることで納税者の捕捉に寄与するものと思われる。</p>	114
44	<p>【自動車取得税】</p> <p>課税標準の正確性について</p> <p>自動車取得税検索システムにより申告対象車の課税標準額（取得価額と同額）を確認しているが、型式と類別区分番号により検索をかけることで車種や年式までは特定されるが、レザー仕様などのグレードまでは把握できていない。</p> <p>実地調査もなされておらず、課税漏れを防止できる体制になっていない。仕様を示す書類の添付を求めるか、或いは定期的な実地調査などにより、適正な課税を担保する必要があると考える。</p>	129
45	<p>自動車取得税災害減免について</p> <p>減免額の算定において他県の多くは、代替自動車の自動車取得税を限度とし、被災自動車の残存価格に対し税率を乗じた額を減額することとしているが、熊本県では、代替自動車の自動車取得税を全額減免することとしている。</p> <p>現行の県税災害減免制度でも設定している税目がなく、他制度との整合性が取れなかったためとしているが、この自動車取得税の減免に関してのみ鑑みれば、例えば、大衆車から高級車への買い替えの場合、自動車取得税を減免すべき特段の理由はなく、一定の上限を設けるべきであったとも言える。</p> <p>他制度も同様の減免となっているのであれば、実態把握を行い、併せて見直す必要もあると考える。</p>	129
48	<p>【軽油引取税】</p> <p>免税軽油使用者に対する調査の方法について</p> <p>調査対象の選定に際しては、リスクの程度と地域性を考慮したうえで一定のルールを定め、不公平にならないように実施すべきである。</p> <p>調査の有効性、効率性向上の観点から基準を明確にしたうえで各広域本部の実情に合わせて調査対象を選定するように検討すべきと考える。</p>	136

49	<p>回収された免税証の取扱について</p> <p>一旦発行された免税証について、特約業者から回収したもの、有効期限までに使用されずに返納されたものについては、「無効印」をスタンプしたうえで一定期間保管し、その後処分することとなっている。ただ、免税証の消込については免税証の表面に印刷されたバーコードを使って読み取りを行うことになっており、当該バーコードが読める状態のままでは、システム上の回収記録を消去したうえで、再度読み取りを行うことが可能となる。</p> <p>現在の事務執行マニュアル上では「無効印を押して保管し」という規定になっているため、事務執行マニュアルの変更も検討する必要がある。</p>	137
50	<p>免税証の書き損じが生じた場合の処置について</p> <p>事務執行マニュアル上は、交付済み免税証の紛失・破損等の場合および交付後未使用のまま返納された免税証の取扱については規定されているものの、交付前に書き損じとなった免税証に関する取扱がない。したがって、システム上「書損」として登録はするものの、書き損じた現物がどのように処分されたかの記録が残っていない。</p> <p>書き損じが発生した場合にはシステム上の処理とは別に適切に記録を残し、実際に書損処理が行われたかをチェックできるようにすべきである。また、発生した書き損じ免税証については、消し込みの際に利用するバーコード部分を切り取る、もしくは穴をあける等して再度読み取りができないような状況にしたうえで保管するといった手続きをとることが考えられる。</p>	138
	<p>【自動車税】</p>	
52	<p>自動車税減免等に伴う自動車税の還付について</p> <p>還付に当たり、納税義務者に届く送金通知書において添付の委任状や領収書に納税義務者の住所、氏名を記入して貰うこととしているが、記載されている内容が個人を前提とする形式となっている。</p> <p>納税義務者が法人や個人事業主の場合、還付金は収益になるが現金収入は足跡が残りづらく、収益の計上漏れにつながるおそれがある。原則、納税義務者本人の口座振込にすることで、ひいては熊本県の住民税の増収（過少申告による徴収漏れを防ぐ意味で）にもつながるため、還付方法の検討が望まれる。</p>	146
53	<p>減免の現況調査について</p> <p>一度減免された後は、減免申請内容の変更の有無について自動車税の減免を受けようとする者に自己申告する現況報告書の提出を毎年求めている。</p> <p>しかし、現況報告書の提出において減免要件を満たすことを証する添付書類の必要もなく、内容の確認には限界もある。減免の要件となる書類（障害者手帳等）の添付書類の提出を求めること等検討すべきである。</p>	146

54	<p>自動車税の減免判定における被害額に含まれる消費税について</p> <p>被害額の算定に当たり、消費税の扱いを明らかにし、自動車税・自動車取得税減免処理マニュアル等への明文化の検討が必要である。</p>	146
57	<p>【鉦区税】</p> <p>条例内容について</p> <p>鉦区税の賦課徴収に関する申告等の義務を定め（熊本県税条例第 115 条）、鉦区税の納税義務者が、前条の規定により申告すべき事項につき、正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科すると定め（熊本県税条例第 116 条）ているが、条例とおりに事務がなされていない。</p> <p>必要な場合は条例の見直しについても検討を行うなど適切な事務執行がなされるようにすべきである。</p>	151
59	<p>【狩猟税】</p> <p>申告書の印刷の必要性について</p> <p>申告書の調達方法には、県が用意する印刷物による他、熊本県ホームページ上からのダウンロードによる方法でも可能である。また、それらをコピーした申告用紙でも受け付けている。</p> <p>ホームページの利用を促すことが重要である。</p>	156
60	<p>【産業廃棄物税】</p> <p>保健所との連携について</p> <p>事業者は、保健所に対して「産業廃棄物処理実績報告書」を毎年提出していることから、現地調査の際には保健所への報告書も入手して、申告書の正確性を確かめる資料として活用することが望ましい。</p>	160
66	<p>【収納事務】</p> <p>個人情報の管理について</p> <p>滞納整理カードには個人情報が多く含まれており、個人情報保護の観点から慎重な対応が要求される。滞納整理カードの紛失、記載情報の漏えいが発生した場合、善管注意義務違反の責任を問われる可能性が高い。</p> <p>施錠できるところで保管するよう検討が必要である。</p>	173

67	<p>課税と収税の連携について</p> <p>広域本部化により税務部門においても組織の見直しが行われ、熊本県税事務所が廃止された。広域本部制になる前は、各振興局に税務課が設置されており、職員も振興局税務課への配属であったことから、税務課内での異動は税務課内で決定できた。そのため、課税部門と収税部門間の異動も容易に実施することができ、両部門を経験する職員も多くいたが、現在、両部門を経験する職員が減少しており、課税部門と収税部門の緊密な連携が図れるのか危惧される。</p> <p>組織や業務分担の再編に合わせて、業務内容自体の見直しは行われておらず、業務内容自体の見直しを今後実施する必要があると考える。</p>	174
68	<p>自動車税督促状発送業務の効率化について</p> <p>6月末に督促状を発送している。督促状を発送するにあたっては、督促状印刷後から発送までに納付が完了する納税者が存在することから、督促状の引き抜き作業を実施している。</p> <p>引き抜き作業のコスト、引き抜きによる郵送料のコスト減とクレーム対応コスト、収納率の向上等の要素を考慮し、引き抜き作業を廃止できないか検討が必要である。</p>	175
69	<p>マイナンバーの活用について</p> <p>マイナンバー制度を積極的に活用し、その一方で書類の管理についても十分に検討し、必要な予算については確保すべきである。</p>	177
70	<p>車検切れしている自動車について</p> <p>現在、納税通知書を送付しているものの中に、車検が切れている車両が存在する。</p> <p>車検切れの車両で今その所在が不明な自動車については、できるだけ課税保留の処理をすることが望ましいと考える。また、少なくとも納税通知書に「車両が車検切れでその所在地が不明の場合は、自動車税事務所に相談する」ことを薦める文書を記載することが望まれる。</p>	177
71	<p>滞納整理における分割納付への対応について</p> <p>納税の猶予による分割納付は、納税者の財力に配慮しつつ、滞納税債権の徴収を進めることができることから、有効な手段であると考え。また、滞納件数が多く発生する自動車税では、必ずしも納税の猶予制度によらない分納を認める必要性も認められる。</p> <p>県は、納税者に対する取扱いに不公平が生じないように、納税の猶予を含む分割納付に関する手続を「徴収の猶予等に係る取扱要領」「猶予関係の申請の手引き」としてマニュアル化し、共に平成28年4月1日から施行している。</p> <p>分納を認める場合、納税者の財産状況や納付能力を慎重に判断するため、預金通帳や支払い方針等の提示を求めているとのことであるが、この取扱いについて</p>	178

	<p>は特にマニュアル等への明確な記載は存在しない。</p> <p>自動車税の分割納付を認める場合、県央広域本部では納税の猶予手続をとることなく、慣習的に最大3回まで認めているようであるが、これは熊本県としての統一的な方針として定められたものではなく、納税者の実情に応じた分割納付を提示している状況である。</p> <p>研修等で納税の猶予制度の取扱いの周知徹底をするなど、広域本部の取扱いで納税者に対する取扱いに不公平が生じないようにする必要がある。</p>	
	<p>【徴税費】</p>	
72	<p>ゴルフ場利用税に係る報奨金交付について</p> <p>平成18年度における九州各県の指標から交付水準、平均交付額をもとに現在の600万円を上限とする「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」が定められ、交付されているが、ゴルフ場利用税の減少傾向の現在を鑑みると、「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」も見直しの検討が必要であると考えます。</p>	187
73	<p>県たばこ税広報等業務委託について</p> <p>県健康福祉部では健康増進法に基づき、受動喫煙防止対策に予算を要求している事業を鑑み、喫煙マナーアップ推進事業として、吸殻のポイ捨て禁止、受動喫煙防止等喫煙マナーに関するメッセージを記載する等他事業との調整を図るべきと考えます。</p>	188
74	<p>コンビニエンスストアによる収納事務委託について</p> <p>収納コスト、納税者の利便性等考慮するならば、収納率アップに有効な手段であり、広報などによりコンビニ収納の推進を更に図るべきである。</p>	188

【ふるさと納税】		
75	<p>返礼品贈呈業務委託に関する契約事務の適正性について</p> <p>随意契約の理由として予定価格が100万円以下のためとしているが、実際に支出された委託料は100万円を超える額であった。見込数量が妥当であったのか疑問が残る案件があった。また、予定価格（単価）と契約金額（単価）が一致しており、予定価格の情報管理が適正になされていたか危惧される案件もあった。</p> <p>入札・契約事務は、不正とならないよう慎重な対応が望まれる。</p>	193
76	<p>県内市町村の共同受付の見直しについて</p> <p>ふるさと納税制度の認知度も高まり、各市町村は独自のふるさと納税受付窓口を持っていることを鑑みれば、県における市町村分の同時申し込みの役割は終えていると言える。継続するにしても、事務手数料を当該市町村に負担してもらう等の見直しの検討が必要である。</p>	194
77	<p>返礼品の金額枠等の妥当性について</p> <p>熊本県へのふるさと納税者に対する返礼品は、熊本県特産の農産物、加工物、くまモングッズ等で構成され、1万円以上の寄附者に選択していただくようになっている。返礼品及びその返礼品に係る金額は、総務省「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（総税市第28号平成29年4月1日）の内容に沿うものであり、妥当な額であると考えられる。</p>	195
78	<p>ふるさとくまもと応援寄附金の活用希望について</p> <p>寄附者には、寄附を継続してもらえるように次年度の寄附に対して「寄附金申込書」とともに、寄附金の活用状況を知らせるために『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活用状況の報告書』を作成・送付しているが、寄附者だけでなく、この『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活用状況の報告書』情報を県ホームページ「ふるさと納税(ふるさとくまもと応援寄附金)」に掲載し、広く公表することを企画すべきと考えられる。</p>	195